

2023年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

公法系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

2022年現在、O市立A中学校においては、生徒の非行を防止する、中学生らしさを保たせ地域社会の人々との関係を円滑にするなどの教育目的から、生徒に対する指導基準を明確にする一環として、男子生徒の髪型についてのみ、病気など特段の事情がある場合を除き、頭髪の長さを1cm以下（丸刈り）とし、学校長は、これに違反する生徒に対して適切な指導を行うことができる旨の校則（以下「本件校則」という。）が定められている。A中学校においては、すべての生徒について染髪を禁止する校則があるとともに、女子生徒についても髪型を規制する校則はある。ただし、女子生徒に係る髪型規制は、丸刈りのように特定の髪型を指定するものではない。

A中学校に在籍する男子生徒Xは、幼少時から熱心なアニメファンである。Xにはこれまでに非行事実はなく、近隣の人々と会えば挨拶し、地元町内の行事に参加するような関係であり、他の生徒と特に異なる点はない。2022年度夏休みの間、Xは、自分が好きなアニメのキャラクターに似せるため、頭髪を伸ばし始め、派手なカラーに染めた。夏休み終了後、Xがそのままの髪型で登校したところ、Xの担任教諭Bは、Xの髪型が本件校則違反であるとXに告げ、丸刈りにするよう数回にわたり説得を試みた。しかし、Xは、この髪型は、目立つかもしれないが、今の自分ができる数少ない大切な自己実現手段であり、登校中は頭髪を地味な色のゴムでまとめて授業等に支障が生じないようにするなど申し述べ、丸刈りにすることに応じなかった。そこで、Bは、このままの状況が続くならば、他の生徒が頭髪指導に不公平感を抱き、本件校則を遵守しなくなるおそれがあること、及び、Xが他の生徒からいじめを受ける危険を予防する必要があることを理由に、学校長Cの承認を得て、他の教諭とともにXの頭髪を丸刈りにした。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及しつつ、論じなさい。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、髪型の自由が基本的人権として保障されるか、並びに、教育目的により未成年者である男性生徒の髪型のみを制限する公立学校の校則及び当該校則違反に対する指導措置は合憲かという基本的な論点について問うことで、憲法13条、14条1項及び未成年者の人権について、関連判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。